

## 令和2年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

- 1 日 時 令和3年3月10日（水）午後2時から午後5時まで
- 2 場 所 WEB 会議  
（宮城県庁行政庁舎18階サテライトオフィス）
- 3 出席委員（13名）※オンラインによる出席  
石井 慶造 東北大学 名誉教授  
伊藤 晶文 山形大学 人文社会科学部 教授  
内田 美穂 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授  
太田 宏 東北大学 高度教養教育・学生支援機構 助教  
田口 恵子 東北大学大学院 医学系研究科 准教授  
永幡 幸司 福島大学 共生システム理工学類 教授  
野口 麻穂子 森林総合研究所 東北支所 主任研究員  
平野 勝也 東北大学 災害科学国際研究所 准教授  
牧 雅之 東北大学 学術資源研究公開センター植物園 教授  
丸尾 容子 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授  
村田 功 東北大学大学院 環境科学研究科 准教授  
山本 和恵 東北文化学園大学 科学技術学部建築環境学科 教授  
由井 正敏 一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

（参考）

傍聴者人数：0名（報道機関：1名）

### 4 会議経過

#### （1）開会（事務局）

本審査会は13人の常任委員及び1人の専門委員で構成されており、開会時点で常任委員13人中11人の出席のため、環境影響評価条例第51条第2項により、会議が成立することを報告。

県情報公開条例第19条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、うち、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第8条及び情報公開法第5条に基づき非公開となることを確認。

#### （2）挨拶（環境対策課長）

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、また、本県の環境行政につきまして、日頃から御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、環境影響評価制度は、事業の内容を決めるに当たって、環境への影響を調査、予測及び評価を行い、様々な意見を踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画

を作り上げていくものです。

本日は令和2年8月21日に計画段階環境配慮書について審査賜りました「(仮称)女川石巻風力発電事業」, 「(仮称)京ヶ森風力発電事業」の計2事業に係る環境影響評価方法書について, 引き続き御審議賜ります。また, 令和3年1月15日に審査賜りました「(仮称)福島北風力発電事業 環境影響評価方法書」に係る答申案についても併せて御審議いただきます。

詳細につきましては, 後ほど担当から御説明させていただきますので, 委員の皆様におかれましては, 引き続き, 専門的技術的見地に基づく十分な審査をお願いいたしまして, 簡単ではございますが, 開会のあいさつとさせていただきます。

本日は, どうぞよろしく願いいたします。

#### 【事務局】

それでは, ここから議事に入りたいと思います。環境影響評価条例第51条第1項の規定により, 議事につきましては平野会長に議長をお願いしたいと存じます。会長よろしく願います。

#### (3) 審査事項

##### ① (仮称) 女川石巻風力発電事業 環境影響評価方法書について (諮問)

#### 【平野会長】

それでは議長を務めさせていただきます。よろしく願います。次第に従いまして審査事項1「(仮称)女川石巻風力発電事業 環境影響評価方法書について」です。本件については, 稀少種の生息場所の特定に繋がる情報が含まれていないとの報告を受けておりますが, イヌワシの話が出ると思います。その話の中で生息場所の話に関わるような御発言がある場合は留意いただき, 前もって私に言っていただく必要がありますので, お願いしたいと思います。先ず資料1-1から資料1-2について事務局から説明いただき, 引き続き資料1-3から資料1-5について参考人の皆さんから説明いただければと思います。よろしく願います。

#### 【事務局】

資料1-1, 資料1-2について説明。

#### 【参考人】

資料1-3, 資料1-4, 資料1-5について説明。

#### 【平野会長】

それでは意見を伺いたいと思うのですが, その前に少し大きな話がありますので私からお聞きしたいと思います。環境影響評価の考え方ですと基本的には複数代替案を作っ  
て, 影響が少なくなるような方向で事業を実施していく, そういうかたちで配慮書段階からやっていただくことになっているのですが, 複数代替案の代わりに絞り込みも認め

られておりますが、今回複数代替案ではないですし、絞り込みもほとんど配慮書からされていない気がするのですが、事業者としてはどのような考えなのか聞かせていただけますか。

**【参考人】**

絞り込みにつきましては、冒頭説明しましたとおり、現時点で変更区域等が確定していないところもございますので、砂防指定地や土砂流出・崩壊防備保安林等を削除して、そのみを絞るというだけという状況でございますけれども。

**【平野会長】**

それって複数代替案を求めている環境影響アセスメントの趣旨とは全く違っている話をなさっていますよね。複数代替案の検討の代わりになるような絞り込みですか、それは。

**【参考人】**

これにつきましては影響を低減するための絞り込みというかたちになります。

**【平野会長】**

ですから複数代替案の代替としての絞り込みはなさらないのですか。

**【参考人】**

今後、事業計画の検討を進めてまいりまして、影響が大きい風車等の存在がある場合については、これらについての絞り込みも検討をしてまいります。

**【平野会長】**

環境アセスメントの手続きの流れとしては遅いような気がするのですが。そのタイミングでは。

**【参考人】**

そのところは申し訳ございません。事業計画がまだ具体的に進んでいない状況でございますので、今後の絞り込み等については検討させていただきたいと考えております。

**【平野会長】**

そうしますと今後の絞り込みは複数代替案を設定したのと同様となるような大胆な絞り込みをしてくださるといふ、そういうイメージでよろしいのでしょうか。

**【参考人】**

大胆と捉えられるかどうか分かりませんが、影響を低減できるような、対象事業実施区域が変わるような、検討をさせていただきたいと思っております。

**【平野会長】**

対象事業実施区域というのは、実際には影響評価のための「この範囲をやっておきましょう」という話であって、実際の事業そのものは管理用道路、工用道路の改変ですとか、風車本体の部分の改変ですよ。その複数代替案から絞り込みなさいといっている訳ですから、基本的には倍半分の世界ではないといけないはずなのです。残念ながら環境省はその辺のガイドラインを出していませんが。ですので、倍半分というのを念頭に上げて申し上げたのですが。

**【参考人】**

現時点で半分にするとか、そこまでの踏み込んだ内容は想定していないところですけども可能な範囲で影響を低減する（※発言中に平野会長の発言）

**【平野会長】**

想定していないっていうことは、大変申し訳ないですけど複数代替案から環境影響の小さいものを選んで事業を実施していくという環境アセスメントの趣旨は無視なさるといふことを宣言なさっているのですが大丈夫ですか。

**【参考人】**

配慮書の趣旨としましては、特に環境影響の大きいものを避けるために手続きをしていくものと考えております。今回の事業につきまして、配慮書段階でも確認しましたが、特別に大きい影響というのは確認できなかったというふうに考えておまして、配慮書で示しました想定区域を基に方法書の手続き以降に進んでも大丈夫なものであろうというふうに判断いたしました。

**【平野会長】**

そういう例外規定はあるのでしたっけ。「複数代替案の検討をなさい」というルールに関して。明らかに影響が小さい場合は複数代替案の検討はしなくとも良いのでしたっけ。しかもですよ、イヌワシの生息が確認されている地域で「影響が大きいから絞り込みは行いません」という姿勢も全然ピンとこないんですけど。

**【参考人】**

イヌワシにつきましては、影響について現時点でヒアリング等行いまして、現地調査をしたデータがないということが分かりまして、データがないので現地調査をこれからやっていって、影響について調べていこうということになりましたので、とりあえず区域はこのままにしておいて、今後現地調査の結果を踏まえて必要な環境保全措置や対象事業実施区域を含めた検討をしてみたいと考えております。

**【平野会長】**

イヌワシの話は後からさせていただきますけど、複数代替案の話はどうかございますか。理想的には今後イヌワシの話を含めて大胆な絞り込みをするということで、複数代替案

の検討をしましたよと。ただイヌワシの件があったので、通常よりも遅いタイミングで絞り込みを行ったというような話になるのが環境アセスメント的には美しいのですが、いかがでしょう。

【参考人】

対象事業実施区域の絞り込みにつきましては、今後検討をしてみたいと思います。御意見を踏まえまして検討してみたいと思います。

【平野会長】

よろしくお願ひします。次にイヌワシの話をしたしたいと思います。生息場所の特定に繋がる話をなさる場合は事前に申し出てください。生息場所の話でなければそのままお話しただいて構いません。由井先生、いかがでしょう。

【由井委員】

いずれ同じ場所に風力発電所が計画されているので、両方で調べて回避しても回避しきれない感じがしますので、どちらかであるのか、或いは両方半分にしないと決着しないような気がします。半分以下にしないと。それは置いておいて、方法書の74ページに昨年の8月に調査して1羽も出ていないと書いてあります。地元的一般の方、或いは地元の愛護団体のヒアリングでも1,2年前まではつがいがいたのです、ここは。それが今消えかかっている、それは日本全国どこでもそうなのですが、イヌワシは特に餌狩り場が少ないので餌に困ってどんどん減ってしまっているというのが一番の理由です。このイヌワシは宮城県内で三陸地方に4つがいた内の最後のつがいなのです。20年くらい前までは4つがいたのです。餌場不足で減りつつある中で、更に東日本大震災で海が荒れてウミネコ類が非常に減って、このイヌワシは以前陸の奥の方にいたのですが、最近は海岸沿いに来てウミネコを食べて雛を育てていたのです。日本でも珍しい例なのですが、そのウミネコが減ってしまって、また困っているわけです。但し、イヌワシがいたという事実は確かだし、まだ残っているのですよ。環境省は減りつつあるイヌワシを増やすサバイバル作戦、復活作戦、昨日も全国委員会がありました。復活作戦をとる予定なのです。それから猛禽類保護の進め方は1996年に策定されましたが、これには古い巣、昔の巣の場所も保全しなさいと書いてあるのですよ。ところが今回の計画は二つとも古い巣と新しい巣、場所はどことはいいませんけど、それを分断するかたちで尾根に建てられるので、非常に大きな問題があります。それで地元協議会をつくるというのは、私が最初に提案して、これから後で開かれる案件（※（仮称）京ヶ森風力発電事業）の方は地元協議会を作りました。こちらのオリックス株式会社の方は地元協議会を組織しないで進めるということで、ヒアリングを実施したとのことですが、いずれ地元の方に、イヌワシ保護の関係者、実は保護関係は南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクトというのが、林野庁、自然保護団体も含めて組織されていて、このペアのすぐ北にいる別のペアを主対象として再生事業をやっています。そういうことも含めて、もしこのペアが本当に見えなくなっているとしても、元はいたし、最後までいた訳ですから、ここに本来復活すべきなのですが、それが無理であれば、北の方の3か所、

どこかで良いのです。そこで実際現在運動もされているので、そこで復活作戦をすると。それはつまり、本日2件の案件の事業者が再生協議会の方に入って、代償措置としてイヌワシ保護を一緒にやらなければ、この風車は南三陸のイヌワシ絶滅に寄与する事業になってしまう。これは大変な事です。だからそこまで一所懸命考えて欲しいということです。それから、ここのエリアの西にユーラス石巻ウインドファームがありまして、そこを造る時もこのイヌワシは問題となって、その代償措置として餌場作りを2つの事業計画の近くでやっているはずです。その代償措置も無に帰してしまいます。ですので、3つの事業者で先ず早く相談して、どこを保全するか、或いは只今申し上げた代償措置として、他の場所にイヌワシが復活する作戦に協力するか。しかもこれは地元の有識者に聴いてから進めていかないと。私が言ったから、これ幸いとそれでよい、ここのイヌワシがいなくとも良いというふうになると非常に困るので。先ず実態を調べて、万やむを得ない時は別の所に代償措置をすると。但し、やはり原則は最初申し上げたようにいないから良いのではなくて、前からいたところなので、そこを復活するように事業者も調査して対策を立てるのが一番だと、そういうふうに思っています。

**【平野会長】**

参考人の方、いかがでしょう。（※事務局挙手）事務局、何でしょう。

**【事務局】**

由井先生、今までの話は今日傍聴の方も入っておられるのですが、まだ大丈夫なレベルでしょうか。

**【由井委員】**

大丈夫です。営巣地が移動したのは事実ですし、移動してもどこにあるかは言っていないので大丈夫です。但し、いずれ尾根の周辺、或いはそもそも硯上山とか上品山の保護区はイヌワシのために設定されているので、それは周知のことですから。そこにいるというのはそもそも周知だし。方法書にもいるというのは書いてあるので大丈夫です。

**【平野会長】**

参考人の方、お願いします。

**【参考人】**

先程の由井先生の御意見を基に、現段階では協議会の設置はしていないものの、今後設置に向けて前向きに検討していきたいと考えています。

**【平野会長】**

他事業者との関係はどうか。一緒にやらざるを得ないというか、一緒にやっていただいた方が良く思うのですが。

**【参考人】**

現在、他の事業者とも協議をしております、今回の審査会以降でも協議の場を持ってその話、調査の件も含めて協議してまいりたいと考えております。

**【平野会長】**

由井先生、よろしいですか。

**【由井委員】**

いずれ地元協議会の意向を反映して、保全措置をしっかりとやっていただくというのが基本です。この問題は非常に難しいので、私はできれば地元協議会にまとめを依存したいと考えていますので。

**【参考人】**

承知しました。

**【平野会長】**

ということで、その他全般的な御質問、コメントをいただきたいと思います。

**【伊藤委員】**

先程から何回も質問されていることですが、私にもお聞かせください。この事業とほぼ重なるエリアで他事業者さんが事業を展開しようとしている、協議を進められているということなのですが、具体的にどの程度まで協議が進んでいるのか。このエリアを御社がやるとか、或いは他の事業者さんがこの辺りをやるのかといった協議の内容がどの位進んでいるか教えていただけませんかでしょうか。

**【参考人】**

御質問の件ですが、他事業者とは話はしております。しかしながら、詳細な件はここでは難しいところではございますけど、事業エリアが重なっていますので、由井先生がおっしゃるとおり両事業者がやるとしたら半分以下にしなければならないというのも十分理解しておりますし、両方で一緒にやるという考え方もあるかと思えますし、そういう方向性も含めて正に現在協議している最中です。

**【伊藤委員】**

配慮書段階でも既に「調整について至急行ってください」という話をしているので、方法書の段階でも同じようなかたちになると、これは事務局にも教えていただきたいのですが、こういったかたちで（方法書が）出されてきて、今後協議によって変わりますというふうなお話をされて方法書を審査するということが自体が有効なのでしょうか。もしかしたら大きく変わるかもしれないということがあるのにもかかわらず、方法書が出されて、それについて検討するという、審査をするということ自体がそもそも有効なのかどうかということをお教えください。

【平野会長】

事務局、いや私から答えます。範囲を変えなければ、アセスメントは基本的に事業者の方が自ら行う事業に対して評価をして環境への影響が少なくなる事業となるようにするものです。そのストーリーでいきますと、範囲を超えて別の所をやるということ、別の尾根筋をやるということになると方法書からやり直していただく、範囲を超えなければ絞り込みをしましたというかたちで進めていけば良い話かと思いますが。それで事務局あっていますよね。

【事務局】

法に基づくアセスについては、「軽微な変更」というのが政令で定められておまして、その中で事業区域を広げるとかに際して具体的なメートル数もございまして、そちらに該当しなければ手続き自体は進められていくということになります。

【伊藤委員】

それでしたら現時点での最大の範囲でこういう事業を実施されるということでこちらも指摘をさせていただくことでよろしいのですよね。

【平野会長】

その通りです。

【伊藤委員】

もう一点質問させていただきたいのですが、今回北側の県道 192 号線も使われるということなのですが、石巻市長の意見の中で、この県道 192 号線は現在通行止めなのですが、冬季も通行止めになるという意見がでていますが、この辺をどのように判断されているのかなというのをお聞かせいただけますでしょうか。

【参考人】

先程御指摘の一般県道 192 号石巻雄勝線ですけれども、おっしゃるとおり冬季は通行止めと伺っています。工事につきましても冬季の工事は基本的には中断をして、春先から再開する予定ですので、その影響はないものと思っております。

【伊藤委員】

工事に対する影響はないかもしれませんが、もしこちらを使うとなると拡幅なども含めて、その影響も評価しなければならないと思いますが、それはもちろん承知の上で書いておられるということですね。

【参考人】

はい。

【伊藤委員】

それでは、私から指摘をさせていただきます。方法書 172 ページからの国土防災関係のところになります。

【平野会長】

伊藤先生、ちょっと待っていただいてよろしいですか。

【伊藤委員】

分かりました。

【平野会長】

輸送ルートの話で関連する話があります。冬季通行止めですと、もし風車にトラブルがあった時「京ヶ森林道からアクセスするから大丈夫である」という、そういう計画でいらっしゃいますか。冬季ももちろんトラブルの可能性がありますがよね。

【参考人】

今回設定させていただきました一般県道 192 号と当初から予定しておりました一般県道 234 号ですが、基本的にはどちらかのルートで可能かどうかと再度検討するために設定しております。一方、工事関係車両、ミキサー車等の主要な走行ルートとして、運搬するに当たりまして渋滞等も考え、両方から一方通行で回れるような考えでおります。今後の運転開始以降につきましては、一般県道 234 号、南側のルートを主流として現在検討をしております。

【平野会長】

もう一点あるのですが、主要なルートで女川漁港からのルートが出ているのですが、これは一体何をお運びになるのですか。

【参考人】

大型部品の輸送ルートとして、風車及びタワー等を運ぶ予定です。

【平野会長】

石巻港ではなくて女川漁港ですよ。こちらに緑の線が引いてあるのは何故ですか。

【参考人】

こちらのつきましては、工事関係車両、特にミキサー車等といたしまして、生コンプラントが女川にありますので、そちらのルートを設定している状況でございます。

【平野会長】

女川に生コンプラントありましたっけ。

【参考人】

一箇所ございます。ただ女川港まで長く線を引っ張っておりますけど、一箇所ありません。

**【平野会長】**

分かりました。すみません、伊藤先生続けてください。

**【伊藤委員】**

方法書 172 ページからで、図ですと 177 ページに相当します土石流危険渓流、南側の搬入路ですね、そこがかかっています。こちらの場合によっては拡幅をされたり、或いは新設のようなかたちで大きく広げるような所も出てくるかもしれませんので、こちらに関して、そういった道路の改変なんかで土砂災害が誘発されないように十分気を付けていただきたいと思います。あと今回図に出ていないので、調べて図をもう一つ追加して配慮していただきたいのですが、山地災害危険地区の崩壊土砂流出危険地区というのがこの辺りは随分広く設定されておりますので、そちらも土砂災害を誘発させないために事業を実施していく、或いはどこに道路を設置するかといったことを考えるのに非常に重要な情報になりますので、そちらの情報を収集していただいて、それを踏まえて土砂災害が誘発されないように色々なルートを設定したり、場合によっては一部取り止めるなど考えていただきたいと思います。土砂災害関連については、石巻市長さんも女川町長さんも同様に非常に危惧されており、配慮書段階で指摘されておりますので、十分気を付けていただければと思います。以上です。

**【参考人】**

今御意見いただきました危険地区等についても情報を収集して、今後事業を進める上で検討材料とさせていただきたいと思います。

**【平野会長】**

ついでながら申し上げますと、この京ヶ森林道、南側のアクセスルート及び雄勝峠への道、石巻雄勝線も相当険しい道になっていて、風車の部品を運ぼうとすると道路改良せざるを得ないと思うのですよね。道路改良をしようとする、長大切土法面を切り直すみたいな話が多分起こってしまうのですよ。ですので、道路の拡幅等による環境影響は凄く慎重に行ってください。しかも、普通に走っていても落石だらけの林道なのです。行かれたことがあるかどうか分かりませんが。そういう状況ですので、土砂災害関係は皆さんが今回道路をいじることで更に崩れやすくなるということが十分可能性があるので、設計の際は細心の注意を払ってやっていただければと思います。他、いかがでしょう。

**【永幡委員】**

騒音のところなのですが、基本的に地点はこれでよいのかなと思っておりますが、最後評価をする時に、方法書では「風力発電設備から発生する騒音に関する指針」について整合性が図られているかを評価すると書いてありますが、それだけではなく、WHO

のガイドラインも見ておいてください。環境騒音の条件によって、日本の指針の方が緩くなっている部分もあります。WHO 曰く、今のところ風車の知見に関しては、科学的にしっかりした知見はないということになっていますので。それで緩い方で見てしまうのは危険ですから、必ずそこもチェックしておいてください。

**【参考人】**

一応国内で基準となっている風力発電機の指針を主に考えていきたいと思っておりますけど、御指摘のありました WHO のガイドラインにつきましてもチェックさせていただきたいと思っております。

**【永幡委員】**

よろしく申し上げます。

**【平野会長】**

関連してですが、騒音の調査箇所がここでよいのかというのを確認しておいてください。一番騒音が大きくなるのは、これは永幡先生から指摘いただいた方が良いのかもしれませんが、坂道とかなのですよね。あまり勾配が急ではないところを選んでいるような気がして。更に言うと、一般県道 234 号の方は橋梁の前後で段差があったりして、今でも振動が凄いところがあるのです。ですので、どういう所で選ばれるか、現地を確認いただいて、今マルを付けている、例えば「沿道 1」というのは、急勾配に入る手前のところでそんなに急ではないところなのですよね。先にあるヘアピンカーブのところは前後が当然急になっておりまして、そういうところを丁寧に選んでいただいて、一番うるさいと思われるところ、しかも人家も近くというところをきちんと選んでいただけませんか。

**【参考人】**

現地を確認しまして、人家もあって坂道もある、影響が大きくなることを念頭にもう一度地点は確認させていただきたいと思っております。

**【永幡委員】**

一番うるさくなる場所で環境基準とかを十分満たしているのであれば、それより低いところは大丈夫でしょというロジックで何点しかやらない訳ですよね。ですから、坂とかが人家の近所になるのであればそういったところは必ずチェックしておいてください。

**【参考人】**

承知しました。

**【平野会長】**

今調べましたら、先程の生コンプラントは浦宿ですね。女川漁港ではありません。訂

正しておいてください。女川の街中はほとんど走らないです。他、いかがでしょう。

**【参考人】**

承知しました。

**【太田委員】**

大きく二点あるのですが、配慮書時点でも指摘されていた県立自然公園についてです。知事意見にも記載されていますが、風力発電機が配置される場所は全てとなっていてます。それについての回答を先程伺いまして「検討してまいります」とのことですが、今日平野会長からの意見にもありましたが、絞り込みをしても回避できない状況だと思います。これをどう検討するつもりなのか、先ずそこを、どういう姿勢なのか。宮城県のゾーニングマップでも保護優先エリアになっていまして、どう回避するつもりなのかをお聞かせください。

**【参考人】**

御指摘のとおり、対象事業実施区域は県立自然公園の普通地域がほぼ網羅されておりまして、北の方に第3種特別地域が一部あるという状況でございます。これにつきましては、宮城県の自然公園を担当する部署にも協議に行きまして検討を進めているところでございます。第3種特別地域等については、指定の要件としましては、景観を主に対象とした特別地域となっているということでございます。従いまして動植物についても影響があるかと思うのですが、動植物につきましても影響を低減するように調査を進めてまいりたいと思っております。これにつきましては、引き続き宮城県と協議をしながら、影響の少ない方向で進めてまいりたいと思っております。

**【平野会長】**

確認したいのですが、第3種特別地域が景観だから動植物に関しては良いと、逆に景観にインパクトを与えるということで大丈夫ですか。第3種特別地域になっているところは雄勝湾からも女川湾からも万石浦からも一番ピークとなる稜線です。そこに積極的に風車を建てて、景観的に大きな影響を与える話を自らされているのですが大丈夫ですか。

**【参考人】**

景観につきましては、先程御説明したとおり、眺望点、生活の場から見て。

**【平野会長】**

いやいや、私が聞きたいのは調査方法の話ではなくて、影響を少なくするような事業の進め方として、事業者の皆さんの姿勢をお聞きしているのです。生物系の先生が第3種特別地域だからとちょっとネガティブな発言をなさったら、いやそこは景観だから大丈夫というお答えをされたところに凄く違和感があるのです。色々な影響をちゃんと考えてそれを低減していくように事業者の方に考えていただくための制度だと思うので

す。環境アセスメントは。

**【参考人】**

景観だから大丈夫だというつもりではございませんでした。景観，動植物併せてしっかり予測，調査をやって影響を低減するようにしていくようにしてまいりたいと思います。

**【平野会長】**

改めて答えていただきたいのですが，第3種特別地域に風車を建てなければならない理由を教えてください。何故回避なさないのですか。

**【参考人】**

方法書では（風力発電機の）配置について13基と記載しておりまして，仮に尾根線上に配置しております。今回第3種特別地域と普通地域の分かれ目というのが，市境のところで女川町さんのところが第3種特別地域に指定されているというところでございますので。

**【平野会長】**

しかもその指定理由が景観なのだとする，指定区域から出ていても，そこに200メートル級の風車を建てたら影響するのは明らかですよね。それって区域から外れているから良いというような案件なのですか。

**【参考人】**

それも含めまして眺望点の方からの見方についても影響度合いについては確認してまいりたいと考えております。

**【平野会長】**

ということは第3種特別地域に指定されているということはあまり関係がないと思われているということですか。自ら景観評価をして大丈夫だと言い切れば事業をしても良いと。差は全く無いのですか。普通の何も指定されていないところと第3種特別地域と。その辺の姿勢をお伺いしたいのですか。

**【参考人】**

おっしゃるとおり，普通地域と第3種特別地域は異なるということは認識しておりまして，今は事業区域に含めておりますけれども，今後十分配慮して検討してまいりたいと考えております。

**【平野会長】**

釈然としない感じではありますが。太田先生，どうぞ。

【太田委員】

私も納得は出来ないのですが、次の質問です。動物の調査に関してですが、先程から話題になっている北の方の新たな取付道路、新規に拡幅する道路があります。動物分類群によってはそちらに調査ポイントがあるのですが、例えば方法書 297 ページの哺乳類に関して、全体の調査エリアにはもちろん入っているのですが、トラップとかを設置するポイントについて拡幅工事が予定されているところには一つもありません。風車と重なっているところにあるのですが、そちらの取付道路にはないという状況です。昆虫なんかもそうなのです。先程の話を知っていると随分大規模な道路工事をやる可能性があるとしたら、そちらもちゃんとトラップとか、風車の位置と同等に、場合によってはそれ以上に改変される可能性があるのです、そちらも調査していただきたいです。

【参考人】

御指摘のとおり、北側の道路の対象事業実施区域となっているところにつきましても、実際ここを使用する、現段階ではその可能性がある含めて含めているのですが、拡幅する場所等が出てまいりますので、それについては動物植物含めて沿道の調査をしてまいりたいというふうに考えております。

【太田委員】

よろしく申し上げます。

【平野会長】

他、いかがでしょう。

【石井委員】

放射線の量の所で、配慮書の時に文書で意見を出したのですが、近年山林の復興ということで、地キノコとか山菜をちゃんとやっけていこうということが東北地方でなされています。丁度この事業区域は放射性プルームが通ったところで汚染されている地域です。どうしてこのようなところに建てるのだろうかと思うような所に位置しているのです。空間線量的には  $0.08 \mu\text{Sv/hr}$  と低いのですが、実際には  $0.03 \mu\text{Sv/hr}$  が本来の数値なので、やはり汚染されているということです。試験の際、表層 5 センチメートルを採取すると試験結果が薄められることとなってしまって、山菜類等への影響が見えてこなくなってしまう。それで 1 センチメートルということをやっていたのですが、更に腐葉土の汚染を調べて欲しいと思います。これは軽いので放射線の量が高くなる可能性があって、キノコとかは移行係数が 1 以上ですので、結構問題となります。その辺の調査をしっかりとやって欲しいなと思います。今の方法書の結果だと大丈夫ではないかと思われるのですが、実際にこういった山菜とかキノコとかの影響は  $0.08 \mu\text{Sv/hr}$  位でも、下はしっかりと数百 Bq/kg で汚染されている場合が多いので、(キノコ類などは) 移行係数が 1 以上なのですぐ 100Bq/kg を超えてしまうこととなります。その調査をして欲しいと思います。

【参考人】

いただいた御意見は土壌の1センチメートルの他に腐葉土の調査も必要だという御意見であったかと思えます。御意見踏まえまして、腐葉土の調査も検討させていただきたいと思えます。

【石井委員】

よろしく申し上げます。

【平野会長】

石井先生御指摘のとおり放射性プルームが通った所であると、検討ではなく是非実施ください。それでそれなりの放射線量が出てしまうようであれば、準備書に行く前にリター層を除去して、どう管理していくのか、保管していくのか、処分していくのか、その計画まで含めて評価をお願いしたいと思います。よろしいですね。

【参考人】

承知しました。腐葉土も調査する方向で進めてまいりたいと思えます。

【平野会長】

他、いかがでしょう。

【由井委員】

イヌワシですが、結局どこで餌を捕っていて、どこを行動圏としているかが分からないと保護できません。先程このイヌワシはカモメを食べているということで、本日配布の猛禽類観察の可視範囲図において、海が入っておりませんので、海の方が見える定点をまず設定いただきたい。それからこの付近はやませ風が吹いて、夏の間濃霧が発生するのです。濃霧が発生するとイヌワシは風車に衝突します。他の猛禽類も衝突しますので、海を見るついでにやませによるガスの発生状況、それからこの風車が建つ尾根をどれ位の頻度でガスが覆うか、これを見ておいて欲しいと思えます。それからもう一つだけ、コウモリについて一般意見が沢山来ておりますけど、ただここで用いる風車の機種が決まっていないということですが、欧米では常識的にコウモリが当たらないように音波で調査して自動的にカットイン風速を変える機種があるのです。日本はそれをやらないで、そういう装置が無い、安い風車を買って日本に建てている可能性があるから、それは本当に良くないことであるから、しっかり装備された、カットイン風速を自動的に変更できる、或いはフェザリングが出来る、それからナセルの上にバードストライクとバットストライク防止の装置の取り付けが出来ることを前提に方法書を練り直して、それに向けた適切な調査を行って欲しいと思えます。以上です。

【平野会長】

よろしいですか、参考人の方。

【参考人】

由井先生からいただきました御意見，女川の海が見えるところに調査地点を設定すべきという点，やませによるガスの発生については現地調査を行う時に天候の調査を併せて行わせていただきます。それから風力発電機ですが，これにつきましても機能の付いた風車の選定を含めて検討させていただきたいと思います。

【由井委員】

分かりました。

【平野会長】

時間が押しているので打ち切りにしたいと思いますが，景観に関しては動画を拝見しました。女川を中心街からブレードだけびゅんびゅん見えるのはちょっと気持ちが悪いです，皆さんもお感じになっていると思いますが，何とかそれは場所をちょっと移動するかその1基を止めるとか，レンガみちから一切見えないようにしていただけるのが一番良いのではないかと考えています。よろしくお願いします。ああいう動画を作成していただけるとどのような状況となるかが良く分かるので，ありがとうございます。あとこれは準備書段階でということなのかもしれませんが，前回の審査会でしたか，CO<sub>2</sub>のライフサイクルでの排出量を全事業について求めていく事になりました。当然ながらルールは不遑及という話なので，今進んでいるこの案件について必ずやってくださいという訳にはいかないのですが，これは特に風力発電事業ですので，CO<sub>2</sub>がこの事業によってどの位削減されるのかというライフサイクルでの概算もやっていただければと思います。よろしくお願いします。時間が当初予定より15分位押しているのです，これにて質疑の時間を終わりにしたいと思います。ただ御意見等ございますでしょうか，事務局の方にお寄せいただければと思います。これにて審査事項1の質疑を終了したいと思います。参考人の方，ありがとうございました。ここで暫時休憩とします。15時40分再開でお願いします。

<参考人 切断>

<10分休憩>

<参考人 接続>

②（仮称）京ヶ森風力発電事業 環境影響評価方法書について（諮問）

【平野会長】

それでは2件目の審議に入りたいと思います。「（仮称）京ヶ森風力発電事業 環境影響評価方法書について」です。先ず事務局から説明いただき，続いて参考人の方から説明いただければと思います。

**【事務局】**

資料 2-1, 資料 2-2 について説明。

**【参考人】**

資料 2-3, 資料 2-4, 資料 2-5 について説明。

**【平野会長】**

委員の皆さんから御質問, コメントをいただきたいと思います。その前に, イヌワシ関係で生息地域の特定に繋がるような発言をなさる場合は留意いただき, 最初におっしゃってください。傍聴人の退席を求めなければなりませんので。生息地域の特定に繋がらない話であればそのままお話しいただいて結構です。

**【伊藤委員】**

先ず搬入路について質問したいのですが, 今回いただいた説明資料 (※事業者作成当日説明資料) 7 ページを見ますと, 一般県道 192 号も利用されるようですが, こちらは輸送路として使う場合に道路の改変等はしなくとも良いという判断でこのようなかたちで対象事業実施区域を設定されているのでしょうか。南側の搬入路は破線で「搬入路等」として設定されているのですが, 北側の一般県道 192 号は特にそのような記載がないので質問をしました。いかがでしょうか。

**【参考人】**

現状拡幅しないで計画をしているところです。担当が接続しましたので説明をお願いします。

**【参考人】**

通信がフリーズして, 今接続したのですが。

**【平野会長】**

一般県道石巻雄勝線について, 拡幅しないで搬入とか管理ができるのかという話です。

**【参考人】**

山の下在所までは概ねそのまま来て来ることが出来ると思っています。そこから先が道路工事中になっています。詳細な検討が出来ていないのですが, 工事が終わった後に現地調査を行って拡幅の分は詳細検討をしたいと思っています。ただ, 現状ではこの下のところで, 例えばブレードであれば起立台車のような特殊車両を使って輸送することを考えておりますので, 大幅な拡幅はしなくとも済むのであろうとは考えております。

**【平野会長】**

伊藤先生, ちょっとにわかには信じがたいですね。ここの道の線形を考えると。

**【伊藤委員】**

航空写真などを見ても随分狭いかなとも思いますし、他事業者さんは拡幅を想定して事業区域を設定されているので、工事中で入れないというのは石巻市長さんの意見も出ているのでそれは理解をしているのですが、この道路は冬季も閉鎖されますし、基本的にはそんなに良い道路ではないはずなのですよね。方法書の段階でちゃんと範囲を設定しておかないと準備書でこれがいきなり出てくるといってそこでまた評価もどうするのかといった議論も出てくるので、その辺りの判断も、審査する側の判断も難しいなと思ったのですが、大丈夫でしょうか。

**【平野会長】**

これは事務局に確認したいのですが。準備書段階でここを突然入れるというのはありなのでしょうか。

**【事務局】**

そちらも政令で決まりがございまして、新たに300メートルを超えて対象事業実施区域に編入する場合、そちらは軽微な変更の取り扱いとなりませんので、方法書からのやり直しになるというかたちになります。

**【平野会長】**

参考人の方々それを御理解いただいていますか。石巻市がどの程度改良するかという話もあるのですが。あまり改良しないのであれば、ここも手を付けないとなんともならないと思うのですが、いかがでしょうか。

**【参考人】**

基本的には南側から（風力発電設備を）上げるルートでしか現在検討しておりませんので、その通り進めていく予定です。一般県道石巻雄勝線に関しましては、工事車両としてダンプ等を想定しているということでございまして、大幅な拡幅は行わないという考えであります。

**【平野会長】**

分かりました。伊藤先生他にあれば続けてください。

**【伊藤委員】**

それでしたら、別の指摘をさせていただきますが、方法書199ページからいわゆる自然災害に関わるような記載をさせていただいています。この中で図ですと204ページ、205ページの辺りです。土砂災害警戒区域等の指定状況ということで提示させていただいていますが、基本的に土石流危険渓流を避けるようなかたちで風車の位置などを設定していただいているのですが、今後道路新設だったり、拡幅なんかもされると思いますので、特に道路を設置するときには土砂災害の誘発を避けていただくようなかたちでルートなども設定していただければと思います。特に南側の搬入路は土石流危険渓流そのものの流域に

入っていきますので、こちらもある程度拡幅しないと難しいのではないかと予想しております。ですので、こちらに関しても、ここは避けるというのはなかなか難しいでしょうから、土砂災害の誘発を随分と配慮していただくようなかたちでお願いいたします。あと、山地災害危険地区についても 206 ページ、207 ページに図も提示していただいておりますが、こちらに関しても一部かかっているところがあるので、基本的にはこういったところも避けていただくのが一番良いとは思いますが、やむを得ず実施するにしても出来るだけ土砂災害の誘発を招くような開発にならないように道路の新設などについては十分気を付けていただければと思います。できれば配置を何とかずらしていただきたいとは思いますが、今後他の環境要素の話も出てくると思いますので、その中で検討していただければと思います。私からは以上です。

**【平野会長】**

参考人の方、いかがでしょう。

**【参考人】**

承知しました。土砂災害等誘発しないような計画としていきたいと思っております。

**【平野会長】**

先程の事業者の方にも申し上げたのですが、この京ヶ森林道というのは普段走っていても石と呼べないような大きさの落石がある林道でして、そこを拡幅するとなると相当な難工事が予想されます。それを上手にやらないと本当に土砂災害を誘発することになってしまうので、相当慎重な検討と設計が必要だと思いますのでよろしくお願いします。また、搬入路なのですが、少なくとも皆さんが工事に入られるときは渡波稲井線が開通していると思っておりますので、その道路があるものとして、どれが市街地に、一番多くの人に影響を与えないルートとなるかというのを考えていただければと思います。直感的には渡波稲井線を使うのが良いのではないかと思いますので御承知おきください。事務局この件、先程（※審査事項 1（仮称）女川石巻風力発電事業）の事業者の方にもコメントとしてお伝えください。他、いかがでしょう。

**【由井委員】**

先程（※審査事項 1（仮称）女川石巻風力発電事業）も申し上げましたが、ここはイヌワシの生息地です。南三陸では最後のペアが残っているところですので、非常に大事な訳ですけど、猛禽類協議会を設置していただいております。保護方策に関しては、協議会の結論に依存するというか委託したいと思っておりますけど、一つだけどのようにして良いか分からないことがあります。このイヌワシは餌として海岸の方にも行って餌を捕っている訳ですが、「猛禽類保護の進め方（環境省）」では昔あった巣或いは行動圏も保全しなければいけないということですので、丁度この風車が尾根に建つと行動圏を真ん中で分断することになるのですよ。ここにもし建つと、現在も消えかかっているこのイヌワシペアが益々危ないことになるので、基本はペアの営巣地、それから餌狩り場を保全して、1 ペアが十分に今後とも生きられるようにするというのが前

提ですけど、地元協議会の中で調査してもどうしても無理だとなった場合、ただ風車を建てることからいなくなることをだめ押ししてしまうことになるので、それも良くないので、最終的に地元協議会に聴いていただきたいのですが、その地域の北の方で南三陸地域イヌワシ生息環境再生プロジェクトが動き始めて、南三陸地域森林整備推進協定というのが結ばれて、南三陸町とか林野庁とか登米市とかが入ってやっているのです。そことも協調して、どこかに1つがい住めるような方策をとる、その選択をするかどうか。そうしますとこちらの事業者は2つあるのですが、それに代償措置として参加して、協力していく、そういうことが非常に大事ではないかと思うので、それで良いかということ、最後ですよ、こちらだけでは保護できない場合はそういう方策をとって良いかということ、猛禽類協議会に聴いて欲しいのです。そこはどうでしょうか。

#### 【参考人】

猛禽類協議会については、丁度昨日も協議会の事前の打ち合わせということでどのような資料で話をしていくかなどについて、その中の話で採餌場がどの辺にあるのかとか、営巣に適した環境がどの位あるのかといったポテンシャルマップを作成して、猛禽類の飛翔データとは別にどのようなポテンシャルがあるかということ、そのような中で事業区域がどのような位置付けにあるのかということも検討していった上で対策なりを考えていくというスタンスを持っています。当然その中でも保全措置が必要となってくれば、今後事業者を中心として色々な保全措置、これまで列状伐採であるとか、そういったことも含めて検討されている研究者の方も参画していただくこともございますので、研究実績も踏まえながら周辺の団体の方々とも協力しながら全体で考えていくということで進めていければと思っております。

#### 【由井委員】

隣接地域の既存のユーラス石巻ウインドファームがあって、それを造るときにも代償措置で餌やり場作りをやっているところですので、それも含めて検討して欲しいと思います。それ以外に簡単に二つですけど、イヌワシだけではないのですが、野鳥を観測する際にやませ風で濃霧が出ます。濃霧が出ると風車に当たりやすくなりますので、やませ風による濃霧の出方を海岸から山頂まで詳しく測定して欲しいというのが一つ。もう一つはコウモリについて調査される訳ですけど、気象観測塔でバットディテクターを使ってやるのとLEDライトで調べていただきますが、気象観測塔のバットディテクターと比較対象とするためにその近傍においてコウモリのLEDライトは時期を集中して、8月中旬から9月中旬が一番飛びますので、その時にしっかりデータを取って気象観測塔のデータと比較するようにすると良いのでそのようにお願いしたいと思います。以上です。

#### 【平野会長】

よろしいでしょうか、参考人の方。

#### 【参考人】

今先生からいただいた御助言を参考に現地調査を行いたいと思います。

【由井委員】

よろしく申し上げます。

【平野会長】

猛禽類の海上調査は良いのですか。先程の事業者には由井先生おっしゃっていましたが。

【由井委員】

方法書 367 ページの可視範囲図を見ますと海がかかっていたので大丈夫です。

【平野会長】

分かりました。もう一点、コウモリが当たらないような風車の導入について。

【由井委員】

コウモリを調べるのはそのためにもやる訳ですが、欧米ではコウモリが衝突しないようにナセルの上に感知器を置いて、一定の風速以下になると感知して風車を自動的に止めるとか、カットイン風速の操作、それからフェザリングという羽根を水平にする、そういうのを遠隔操作でできる風車を導入しているのです。日本はまだやっていなくて、今回の京ヶ森風力でも機種がまだ未選定と書いてありますので、できるだけ近代的な、コウモリが衝突しないような風車を導入していただきたいと思います。それは検討いただけますでしょうか。

【参考人】

検討させていただいて、採用していくかも含めて考えさせていただきます。

【由井委員】

よろしく申し上げます。

【平野会長】

他、いかがでしょう。

【永幡委員】

騒音の所なのですが、何点かありまして、方法書 348 ページ、「S3」、「S4」については超低周波音が抜けていて、その他の「S1」、「S2」、「S5」は入っているのですが、「S3」、「S4」が抜けた理由は何でしょうか。

【参考人】

超低周波音については、近年の環境省からの報告書でも風車からの影響は確認されて

いないといったことも踏まえ、昨年8月に経産省令が改正されまして参考項目から外されました。但し、そういった経緯もあるのですが、本事業では念のためと言いますか、近隣への配慮、環境影響評価を引き続き検討していくという観点から代表として比較的近い2地点を選定し、超低周波音についても調査を行うということで決定しています。

**【永幡委員】**

「残しておいた」という理解で良いですか。

**【参考人】**

はい。

**【永幡委員】**

了解しました。理由がはっきりしているのであれば良いです。次が評価の手法の所、方法書 344 ページ 2) で「国又は地方公共団体の基準又は目標との整合性との検討」というところで、定番の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」と整合が図られているかを検討すると書いているのですが、もちろんちゃんと検討して欲しいのですが、念のため WHO ガイドラインでも検討しておいて欲しいと思います。WHO のガイドラインが明記しているように、まだ風車の健康影響については十分だという知見はないということになっていて、ガイドラインも暫定的なものであるということが明記されています。そういう状況であれば、なるべく科学的に考えれば、厳しめのやつで見ておいて大丈夫だということを確認すれば安心だと思いますので。WHO のガイドラインと日本の指針は近いとは言われているのですが、条件によると WHO のガイドラインの方が厳しめに出ることがありますので、念のためそこでも確認しておいて、大丈夫だということを確認しておいてください。

**【参考人】**

ここでは国又は地方公共団体とありますが、それとは別と言いますか参考として WHO のガイドラインで評価することも検討していきたいと思います。

**【永幡委員】**

よろしく申し上げます。最後ですが、道路について調査地点をマルで大きく書いてあるので分からないのですけれども、車の音というのは特に大型車などは坂などでアクセルを踏み込んだ時に大きくなりますから、そういったことにも配慮して、測るときにも一番大きくなる場所をちゃんと探して評価をしてください。よろしく申し上げます。

**【平野会長】**

よろしいですか、それは。

**【参考人】**

調査地点の詳細は現地を再度確認して適切な地点を選定していきます。

**【平野会長】**

事務局お願いします。先程の事業者にもお伝えいただきたいのですが、ここは学校があるのですよね。集落の近辺の所に加えて学校の所も念のために騒音を見ておいていただけると教育環境をみなさんが邪魔していないということを証明できますので、事業をやる上では安心だと思いますので、出来ますれば学校の前も追加いただければと思います。

**【参考人】**

学校の位置も把握した上で、適切に調査地点を選定してまいります。

**【平野会長】**

一般県道 234 号沿いにございますので、稲井小学校、稲井中学校両方とも。よろしくお願いします。他、いかがでしょう。

**【石井委員】**

放射線の量のところで、リター層があれば土壌とは別に採取するというので、大変良いと思うのですが、植物といっても山菜とかキノコとかは移行係数が 1 以上ですので、放射性物質濃度が 100Bq/kg 以上のリター層は、やはり保管や処分の方法もきちんと考えておいて欲しいということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

**【参考人】**

今の御意見は工事の際に出てくるリターとか表土の取り扱いについて配慮するというので、承知しました。工事のほうは適切に、地域が汚染されている場合は周辺に広がることのないよう、管理、或いは処置をしたいと考えております。

**【石井委員】**

特に 100Bq/kg とか 200Bq/kg 前後だと、空間線量にほとんど表れないのです。だからしっかりと測っていただきたい。（数値が）出てきたものに対しては「配慮する」というよりも「方法も考えて」くださいということです。

**【参考人】**

御意見踏まえまして、検討してまいりたいと思います。

**【平野会長】**

これは事業の進め方になるのではないかと思いますのですが、リター層の部分で放射性物質濃度を測っていただいて、その放射性物質濃度が高いようだと、やはり保存、管理、処分計画をきちんと立てていただいて、周辺の皆さんに安心感を与えることが大事だと思いますので、準備書までの間にリター層の放射性物質濃度が高くなければそこまで気にする必要はないのですが、高かった場合は確実に準備書でどのように処分するのかに

ついて、きちんと計画を立てていただければと思います。

**【石井委員】**

平野会長、この地域は放射性プルームが通ったところなので、決して低くはないのです。高いところですよ。現実にはキノコとかが汚染されていますので、しっかりと測定してください。100Bq/kgは本当に低いのです。ほとんど空間線量では気付きません。しかし山菜やキノコには100Bq/kgを超える影響を与えます。ですので、散逸させたりするのではなくて保管し、処理するというをお願いしたいと思います。

**【平野会長】**

分かりました。私が申し上げたのは、放射線の量が高いこと前提とした計画をきちんと立てていただいて、それでちゃんと上手くいくかということまで含めて計画いただければと思います。よろしいですか、結構大事な話です。

**【参考人】**

検討していきたいと思います。

**【平野会長】**

他、いかがでしょう。

**【太田委員】**

方法書 368 ページの魚類、底生動物の調査地点に関しまして、他の説明の中で「沈砂池」という言葉が出ていたのですが、これまで示されている図では沈砂池をどこにつくるかというようなことは情報がないのではないかと思います。魚類にはダイレクトなのですが、他の動物にも影響してくるのです。沈砂池を作るという改変が動物に影響するのですよね。ですので、現状ではどこに沈砂池が作られるのか分かりませんが、作る場所は他の改変とは違う改変が起こるので、魚類だけに限らず他の地上性の動物も調査するポイントとして考えておいていただきたいです。魚類は沈砂池を作るよりもずっと下流側にしか調査地点がないのですが、ここは魚類がいなくらいの所なのかもしれませんが、沈砂池の兼ね合いで上流側も考えていただきたいと思います。

**【参考人】**

承知しました。上流域の方につきましても、当然両生類の調査等でも現地確認を行います。その中でも状況の確認をしていくということと、沈砂池の話でございましたが、どんな環境変化が起きるのかということ踏まえながら、今後環境影響評価を行ってきたいと考えています。

**【平野会長】**

これは方法書の審議ですので、出来れば次回2回目の時に、沈砂池の位置の特定は設計の最後になってくると思うので、難しいとは思いますが、沈砂池を設けた周辺を

どう調査なさるのか、若しくはどのような調査をなさるのかということは簡単にまとめておいていただいた方が良いかなと思います。

**【太田委員】**

例えばという感じで、ここに作るとしたらということで示していただければと思います。

**【参考人】**

承知しました。

**【平野会長】**

他、いかがでしょう。

**【野口委員】**

方法書 190 ページを見ていただいて、対象事業実施区域と風車の配置に関することなのですが、この中で北側の 3 基分に関して、これは配慮書段階の北東側の区域の部分そのままを使われていると思います。その地点で既に県立自然公園第 3 種特別地域から外すと設計されていたと思うのですが、この図を拝見すると県立自然公園第 3 種特別地域の際まで風車が建っているのですよね。この設定はちょっとどうなのかと。一番幅の狭い部分、北から 3 基目の風車の辺りなんかですと、搬入路の事業区域の設定よりも幅が狭いような状態になってしまっています。やはり、風車の配置から見て影響が考えられる範囲をきちんと対象事業実施区域に含めていただいて線を引き直していただくべきではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

**【参考人】**

今後の現地調査の中で影響を確認した上で判断していきたいと考えています。

**【平野会長】**

先程の審査事項、前の事業者の方に申し上げたことと同じことを申し上げますが、ここは第 3 種特別地域ですよね。これだけ大胆に絞り込みを行っていただいたのに、何故第 3 種特別地域の近傍で、しかもこの第 3 種特別地域は指定理由が景観なのだそうで、景観ということは皆さんがお建てになる 150 メートルとか 200 メートルの風車ですと、ちょっと隣に建てたら大丈夫というそういう世界ではないですよね。地面としては第 3 種特別地域ではないかもしれないけれども、影響としては確実に与えてしまうものです。ここまで大胆に絞り込みをされて景観や環境や人と自然との触れ合いの場への配慮をしていただいている気がするのですが、何か画竜点睛を欠く感じがするのですがいかがでしょう。みちのく潮風トレイルのサブルートを通っていると多分フォトモンタージュが作れないくらい大きく見えますよね。

**【参考人】**

只今いただいた（風力発電機の）配置に関する意見につきましては、現地の状況を踏まえてもう一度検討していきたいというふうに考えています。基本的にはこのような配置にしておりますが、当然近くで影響があるということになれば、位置等については検討していきたいと考えております。

#### 【平野会長】

この事業範囲で廃止をしないで位置をいじるだけでは対応できない範囲のような気がします。要はみちのく潮風トレイルを歩いている人に対して強烈な圧迫感を与える、サブルートですけれどもね。メインではありませんが。そういう感じになりますよね。位置を更に東側にずらしていただいても相当大きく見えると思います。圧迫感がある大きさで。しかもこの場所は峠ですので、雄勝の方から上がってきて一番上に来た、ある種トレイルとしてはハイライトな場所なのですよね。そのハイライトの場所、「よしこれから下りだ」という切り替えの大事な場所です。その場所にたどり着いた時に圧迫感さえ感じる巨大な風車があるという状況になるのですが、そういうことを踏まえて、人と自然との触れ合いの活動の場の評価をしていただきたいのですよね。そういうかたちで評価すると確実に「重大な影響がある」という評価になると思います。人と自然との触れ合いの活動の場に関して。それを念頭に置き、もう少し絞り込みをした方が良いのではないかと個人的には思います。ついでに言いますと、黒森山の方の稜線に3基ほど残っているのですよね。石投山の方を止めていただいたのは女川の復興まちづくりをお手伝いしている身としては、非常にありがたく、素晴らしい御英断だと思っておりますが、黒森山の稜線に建てますと女川の中心市街地から丸見えになります。この3基も止めていただくと復興まちづくりでこれだけ10年近く、女川町民が新しく素晴らしい街を作るのだと頑張ってきたことに水を差さないことになるので、先ずこの黒森山の稜線にある3基を止めていただき、実はこの京ヶ森の稜線に並んでいても、前の事業者（※（仮称）女川石巻風力発電事業）のフォトモンタージュだと、場所によっては黒森山が隠してくれないことになります。ですので、フォトモンタージュをきちんと丁寧に見ていただいて、黒森山の稜線に建てるのは止める、京ヶ森の稜線に並んでいるところも配置をきちんと工夫して、この10年必死で復興を頑張ってきた町民達が造り上げた街からは是非見えないようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

#### 【参考人】

その点につきましても現地の状況を確認するという事。それから地元の方々の意見も踏まえながら配置等考えてまいりたいと思います。

#### 【平野会長】

是非よろしくお願ひしたいのですが、これよく風力発電の事業者の方が地元の方と相談してという話をするのですが、是非プロ魂を持っていただきたいと思っていて、地元の方が何と言おうが風力発電事業のプロとして、若しくは風力発電事業の環境影響評価をコンサルティングするプロとして、これは地元が良いと言っているけど影響が大きいから止めようという話をすべきだと思うのです。それがプロだと思うのですよね。若し

くは地元が凄く反対しているけども、これは科学的に影響がとても小さいので何とか説得して頑張っとうろうという、そういう態度もあると思いますし。そういうプロ魂の世界で先ず判断いただきたいのですよ。分かりますかね。事業者がこれはやるべき、やるべきではないという話を先ず考えていただいて、これは影響が小さいのに何か反対されている、じゃあ頑張っとうろうとか、そういう世界だと思うのです。とにかく地元さえ説得すればオーケーという立場で臨まないでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

**【参考人】**

承知しました。

**【平野会長】**

他、いかがでしょう。

**【山本委員】**

先程からも指摘がありますけれど、配慮書段階でも既に重複エリアの調整を至急行うことと指摘されておりますが、方法書段階でも重複エリアについては調整がついていない段階です。手続き上、我々は個々にそれぞれの事業として評価していくしかない訳ですけれども、事実上同じような計画、同時にやってはいけない、どちらかが撤退するなり、分割するなり、両方撤退するなり、そういった案件になってきます。それを次の準備書段階で見せていただくことはお約束いただけないでしょうか。このまま私達の手を離れて良いのかというのが心配です。

**【参考人】**

相手のこともあるので、申し訳ございませんがお約束はできませんが、協議は進めさせていただきたいと思っています。

**【平野会長】**

アセスメント関係よりもイヌワシの保護の話について、2事業者で調査に入ったり保護の話をしたりして混乱することの方がよっぽどイヌワシの保護にとっても良くないので。なるべく早く一本化いただいて、イヌワシの方策をきちんと考えて、その上でどう事業を展開するかというかたちでやっていただければと思います。これはお願いしか出来ませんがよろしくお願ひいたします。

**【参考人】**

協議を進めながらイヌワシに影響がない調査を進めてまいりたいと思います。

**【平野会長】**

他、いかがでしょう。では、他に御意見がありましたら事務局にメールいただければと思います。この案件は事業者間で指摘事項がこちらには言ったけど、こちらには言っ

ていないということを事務局でフォローして両方の事業者の方にお伝えしたと思います。公平であるべきだと思いますので、そのような段取りとしたいと思います。その内容については、メールにて会議録と同時に確認いただく方法にしたいと思いますのでよろしくをお願いします。ではこれにて、審査事項2の質疑を終わりにしたいと思います。参考人の皆様、ありがとうございました。

<参考人 切断>

<参考人 接続>

③（仮称）福島北風力発電事業 環境影響評価方法書について（答申）

【平野会長】

引き続き審査事項3「（仮称）福島北風力発電事業 環境影響評価方法書について」です。資料3-1、資料3-2について事務局から説明いただき、続きまして資料3-3、資料3-4については参考人の方から説明いただければと思います。

【事務局】

資料3-1、資料3-2について説明。

【参考人】

資料3-3、資料3-4について説明。

【平野会長】

参考人の方々の御説明に関して、御意見、コメント等ありましたらお願いします。

では私から、景観についてですが、白石市長の意見にもありましたように、人と自然との触れ合いの活動の場について、技術審査会からの当日意見が音の話になっていますが、是非景観のことも考えていただきたいのと、配置を工夫すれば、若しくは現状のままでもほぼ見えないのではないかと期待しておりますが、見えないようにきちんと回避、低減措置というか回避策が現実的にとれると思うので、そこまで踏み込んで考えていただければなと思います。配置計画を工夫すれば、鳥居が沢山並んでいる神秘的な所から、その道すがらどこからも見えないというのが実現しそうな気がするのです。回避、低減策まで踏み込んでいただければありがたいのですが、いかがでしょう。

【参考人】

調査だけではなく、回避、低減についても適切に実施してまいります。

【平野会長】

是非よろしく願いいたします。よろしいですかね。風車本体が宮城県内にはないと

う案件でございますので。すみません。短時間のために皆さん集まりいただき。これで質疑を終わりにしてよろしいですかね。ではありがとうございます。これで審査事項3の参考人との質疑の時間を終わりにしたいと思います。参考人の皆様、ありがとうございました。

<参考人 切断>

【平野会長】

参考人の皆さんは出られましたね。では、答申の作成に移りたいと思います。事務局から資料3-5、資料3-6の説明をいただき、審議したいと思います。

【事務局】

資料3-5、資料3-6について説明。

【平野会長】

先程私が申し上げたように、個別的事項2(2)に景観も含めて入れて、景観の回避、低減措置をとるようにと抱き合わせの文章を作りたいと思います。よろしいでしょうか。修文は私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。一任いただいたということで進めたいと思います。他、いかがでしょう。基本的には広域に影響するものが宮城県として言えることかと思っておりますので。よろしいですかね。では2(2)に調査方法だけではなく、回避、低減の話を含めて指摘したいと思います。最終的な文章については一任いただきます。実際には皆さんにお見せします。

【石井委員】

ちょっと迂闊だったのですが、ここは放射線の量が相当高いところなので、ここに書いてあるようなことで良いかなと思ったのですが、細かい指摘をしておくべきだったかなと思っているのです。

【平野会長】

この件は宮城県に敷地が入っていないので、放射線のことを指摘するのは福島県の環境影響評価技術審査会にお願いするしかないですね。

【石井委員】

ちょっと勘違いしました。分かりました。これこそ本当に放射線の量についてちゃんとやらなければならない所ですね。宮城県内よりも二桁位違いますから。分かりました。

【平野会長】

福島県の委員をお務めの先生が何人かいらっしゃいますので、是非福島県の審査の方

で適切に行っていただきたいと思います。では2(2)の部分に景観を入れるという修正をさせていただき、答申としたいと思います。それでは最後に「その他」です。何かございますか。では事務局から。

#### (4) その他

##### 【事務局】

事務局から連絡させていただきます。本日審査賜りました審査事項1「(仮称)女川石巻風力発電事業 環境影響評価方法書」及び審査事項2「(仮称)京ヶ森風力発電事業 環境影響評価方法書」につきましては、追加の御指摘等がございましたら、ご意見送付表を資料1-6、2-6として御用意いたしましたので、御記入いただきました上で、或いはメールへの入力で構いませんが、3月17日(水)までに事務局宛て御送付いただければと考えております。

また、審査事項3「(仮称)福島北風力発電事業 環境影響評価方法書」につきましては、一部修文というお話がございましたので、その内容につきまして改めて調整させていただきます。技術審査会の答申となった上で、参考とさせていただいたうえで、令和3年4月29日までに経済産業大臣あて知事意見を提出する運びとなっております。

本日いただきました御意見を踏まえまして、2事業につきましては、今後、答申を修正いただく審査会の開催について日程を調整させていただきたいとおもっております。

次回の審査会については、3月26日(金)に開催を予定しておりますので、御多忙の所大変恐縮でございますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

##### 【平野会長】

若干補足をしますと、先程の会議途中にお願いしましたように、審査事項1と2、事業箇所がほぼ一致している2者について、共通しているにもかかわらず、片側のみコメントがあったケースは、事務局と私で精査させていただいて、両方にお伝えするにしたいと思います。ですので、今日どちらかの事業者に対してコメントいただいたものに関しては、事務局から案内いただいたような、改めての御意見をいただく必要はございません。どちらにもおっしゃらなかったことでお気づきの点がございましたら是非お送りいただければと思います。その内容に関しても審査事項3の答申の内容にあわせて確認いただきたいと思いますので、事務局にも委員の皆様にもお手数おかけしますがよろしくお願い致します。

##### 【事務局】

指摘事項を毎回まとめさせていただいていますが、文書でいただいたものも含めて両方入れた状態で皆様にお見せできるよう、調整させていただきますのでよろしくお願い致します。

##### 【平野会長】

委員の皆様、他に御質問等あれば。

**【永幡委員】**

1 件目の方で 2 件目の方は言う必要がなかった話なのですが、人と自然との触れ合いの活動の場について、2 件目の事業者は音環境も含めて調査しますと書いてあったのですが、1 件目は書いてなかったのですよね。その場合、1 件目の事業者のみに伝えるよう、意見書を書けば良いのですかね。

**【平野会長】**

そのように書いてください。1 件目の絞り込みの話で時間を使ってしまって申し訳なかったのですが、今日御発言できなかった案件は是非新規にメールでいただければと思います。他、いかがでしょう。よろしいですかね。では、これにて議事一切を終了して、進行を事務局にお返しします。ありがとうございました。

**【事務局】**

平野会長、委員の皆様お疲れ様でした。以上で、環境影響評価技術審査会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。